

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎

2. 上記で治療が必要となつた入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行つた日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		令和4年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		人数	治療日数	人数	治療日数	人数	治療日数	人数	治療日数	人数	治療日数	人数	治療日数
肺炎	人数	1	3	1	1	1	1					1	2
	治療日数	7	18	10	6	8	2					10	5
尿路感染症	人数			1	2								
	治療日数			4	8								
帯状疱疹	人数												
	治療日数												
蜂窩織炎	人数			1							1		
	治療日数			9							10		